

行政改革の取組方針（令和4～7年度） 評価調書（令和5年度実績）

令和6年9月

取組内容一覧

改革の柱	取組項目	取組名	評価結果	所管課	ページ番号
		取組内容			
Ⅰ 県民の利便性の向上と効率的な業務の推進	1 県民の利便性の向上	(1)DX推進等の前提となる各種手続の見直し・簡素化			
		①押印・書面・対面規制などの申請・審査方法の見直し	A	行政経営課	1
		②県の事務における県税に係る納税証明書の添付省略化等	A	税務課	2
		(2)手数料等や県税における多様な支払方法の導入			
		①各種申請手続における手数料等をキャッシュレス納付できる仕組みの構築	C	会計課	3
		②納付方法の拡大による県税のキャッシュレス納付の推進	A	税務課	4
		(3)公共施設におけるサービス改善の推進			
		①指定管理者制度における公募要件の柔軟化等による効果的・効率的な運営の推進	A	行政経営課	5
		②指定管理施設の運営手法に関するサウンディングの実施	A	行政経営課	6
	2 効果的・効率的な業務の遂行	(1)業務改善の推進			
		①事務処理マニュアルの改訂による業務の進め方・手法の見直し	A	行政経営課	7
		②事務ミス防止に向けた内部統制機能向上の検討推進	C	行政経営課	8
		(2)多様な行政ニーズに的確に対応するための体制整備			
		①職員の専門性の向上や幅広い視野を得るための長期的視点に立った人事配置と研修の実施	B	人事課	9
		②多様な人材が活躍できる職場づくり	A	人事課	10
		(3)県・市町村間の協働の推進			
		①秋田県・市町村協働政策会議等の運営	A	市町村課	11
		②生活排水処理事業における県・市町村連携の推進	A	下水道マネジメント推進課	12

取組内容一覧

改革 の柱	取組 項目	取組名	評価 結果	所管課	ページ 番号
		取組内容			
Ⅱ 官民対話の更なる促進	1 官民による双方向対話の促進	(1)幅広い世代に伝わる広報の推進			
		①広報媒体の特性を生かしたメディアミックスによる情報発信	B	広報広聴課	13
		②利用者の視点によるウェブサイト・SNS等の点検・評価	A	広報広聴課	14
		(2)県民や民間団体等との対話の促進			
		①施策・事業の推進に向けた関係団体等との情報交換の充実	A	行政経営課	15
		②審議会等委員への多様な人材の登用	B	行政経営課	16
	2 県有施設の整備等に係る公民連携手法の導入推進	(1)公民連携地域プラットフォームによる官民ネットワークの形成			
		①公民連携手法導入に向けた官民双方の意識の醸成	A	行政経営課	17
		②施設整備等の構想段階におけるサウンディングの実施支援	A	行政経営課	18
		(2)新規・更新公共施設等への公民連携手法の導入推進			
		①優先的検討方針に基づくPPP／PFI手法の導入検討の着実な実施	A	行政経営課	19
		②新県立体育館の整備に向けた公民連携手法の導入検討	A	スポーツ振興課	20

行政改革の取組方針（令和４～７年度）評価調書（令和５年度実績）

所管課：行政経営課

改 革 の 柱	
Ⅰ 県民の利便性の向上と効率的な業務の推進	
取 組 項 目	
１ 県民の利便性の向上	
取 組 名	
(1) DX推進等の前提となる各種手続の見直し・簡素化	
取 組 内 容	
① 押印・書面・対面規制などの申請・審査方法の見直し	
ね ら い	
◇ 行政手続のデジタル化を念頭に、引き続き押印・書面・対面を求める手続の見直しを推進し、県民の利便性の向上を図る。	
目 標	※計画期間の最終年度のみ設定
◇ 書面・対面による手続の見直し割合 (見直し手続数/法令等による存続を除く手続数) ⇒R7：書面・対面ともに100%	
【目標値の設定根拠】	
◇ 法令等により規制を存続することとしているものを除く全ての手続の規制を見直すことを目標とする。 ※法令等による存続を除く手続数：書面 2,452件、対面 79件	
主 な 取 組	※必要に応じて見直し
◇ 押印・書面・対面を求める手続について、国の方針や他県の状況等も参考にしながら、見直しの効果が高いものから優先的に取り組む。	
◇ 添付書類の多さや大判図面の添付が必要などの理由で見直しが進まない手続を洗い出した上で、所管課と協議し、手続の簡素化を検討する。	
【令和５年度の取組】	
◇ <手続所管課>申請・審査方法の見直しを随時実施 ◇ <行政経営課>半年毎に見直し状況の全庁調査及びヒアリングを実施し、進捗状況を把握	

取 組 の 実 施 状 況							
◇ 過年度から引き続き、手続所管課において申請・審査方法の見直しを随時実施するとともに、行政経営課において各手続の見直し状況を進捗管理した。 ◇ 令和５年度は、見直しを実施していない25課347手続を対象にヒアリングを実施し、早期の見直しを促すとともに、所管課が抱える課題の解決や手続のオンライン化に伴う業務の煩雑化などの不安感の解消に努めた。 ◇ 所管課においては、電子申請・届出サービスによる手続のオンライン化と併せてオンライン決済を導入した手続があるなど、より県民の利便性の向上につながる見直しがなされた。 ◇ これらの取組の結果、目標値は昨年度から書面：7.7ポイント、対面：10.1ポイント上昇し、取組目標策定時より書面：18.5ポイント、対面：22.7ポイントの上昇率となった。							
実 績 値	書面・対面による手続の見直し割合(見直し手続数/法令等による存続を除く手続数)(%)						
		R3.10	R4	R5	R6	R7	目標
	書面	59.6	70.4	78.1			100
	対面	54.5	67.1	77.2			100

評価結果	評価理由
A	◇ ヒアリング等を通じ順調に見直しが進んでおり、見直し割合も順調に向上してきていることから、最終目標の達成に向けて順調に進展しているものと判断し、A評価とした。

A：概ね順調 B：一部改善の余地あり C：要改善

課 題 と 今 後 の 対 応
◇ 見直し未了の手続のうち、国の動向（関係省庁によるシステム整備等）を注視している手続の割合が高くなってきているほか、未だ見直しの目途が立っていない手続も一定数あることから、取組期間中に見直し完了に向け、計画的な対応を促していく。

行政改革の取組方針（令和４～７年度）評価調書（令和５年度実績）

所管課：税務課

改 革 の 柱	
Ⅰ 県民の利便性の向上と効率的な業務の推進	
取 組 項 目	
１ 県民の利便性の向上	
取 組 名	
(1) DX推進等の前提となる各種手続の見直し・簡素化	
取 組 内 容	
② 県の事務における県税に係る納税証明書の添付省略化等	
ね ら い	
◇ 県税に係る納税証明書の添付省略等により行政手続のワンストップ化を図り、県民の利便性の向上を図る。	
目 標	
※計画期間の最終年度のみ設定	
◇ 納税証明書の添付等省略事務の割合（法律要件等を除く） ⇒R7：50%	
【目標値の設定根拠】	
◇ 目標値設定時点で県の事務等のうち納税証明書を求めている10事務から、法律の義務づけや権限移譲済みのものを除くと7事務。このうち50%以上（4事務）の添付省略等を目指す。	
主 な 取 組	
※必要に応じて見直し	
◇ 県に対する許認可や各種入札参加資格申請の際に県税に係る納税証明書の提出を義務づけているものについて、その必要性を改めて検証するとともに、必要性が認められないものについては廃止するほか、事業部門と県税事務所の間で新たな仕組みを構築し、事業部門での手続をワンストップ化する。	
【令和５年度の取組】	
◇ 廃止候補となる事務における納税証明書の添付省略化等の具体的検討 国・他県の情報収集	

取 組 の 実 施 状 況							
◇ 令和４年度実績で「納税証明書の提出を求めている事務」として記載している10事務のうち、法定のもの及び廃止済みのものを除いた次の7事務について、当該事務を所管する各課と、添付の必要性、添付を廃止する場合の課題、廃止代替手段等について検証した。 また、令和６年度以降に取り組むべき課題と推進方針の整理を行った。							
【対象事務】 ①建設工事入札参加資格審査 ②建設コンサルタント業務等入札参加資格審査 ③工事等の落札後の契約 ⑦物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格審査 ⑧庁舎等の維持管理業務についての競争入札参加者の資格審査 ⑨維持管理等の落札後の契約 ⑩小規模修繕契約希望者登録							
実 績 値	納税証明書の添付等省略事務の割合（法律要件等を除く）（％）						
	R3.10	R4	R5	R6	R7	目標	
	—	0	0			50	

評価結果	評価理由
A	◇ 事務を所管する各課との調整により、納税証明書の廃止に向けた手法・方向性、課題の抽出、代替手段の検討が進捗していることからA評価とした。

A：概ね順調 B：一部改善の余地あり C：要改善

課 題 と 今 後 の 対 応
◇ 納税証明書の添付に代わる手段としては、エクセルデータによる照会回答又は同意書による納税義務者への個別確認を検討しているが、件数が多い一部の事務においては納税義務者・窓口双方で事務負担が増大する等の課題があり、引き続き対応方法の検討を進める。

行政改革の取組方針（令和４～７年度）評価調書（令和５年度実績）

所管課：会計課

改 革 の 柱	
Ⅰ 県民の利便性の向上と効率的な業務の推進	
取 組 項 目	
１ 県民の利便性の向上	
取 組 名	
(2) 手数料等や県税における多様な支払方法の導入	
取 組 内 容	
① 各種申請手続における手数料等をキャッシュレス納付できる仕組みの構築	
ね ら い	
◇ 県民の各種申請手続における手数料等の納付方法について、証紙・現金のみならずキャッシュレスにも対応することで、選択肢を広げ利便性向上につなげる。	
目 標	
※計画期間の最終年度のみ設定	
◇ キャッシュレス納付が可能な手数料等の割合 ⇒R7：100%	
【目標値の設定根拠】	
◇ 各種使用料及び手数料数とした。 ※使用料及び手数料の科目数：200科目	
主 な 取 組	
※必要に応じて見直し	
◇ 各種申請手続における手数料等について、県民が電子申請・届出サービスや窓口で、キャッシュレス納付できる仕組みを整備するとともに、証紙制度のあり方についても検討していく。	
【令和５年度の取組】	
◇ 電子申請・届出サービス（電子収納）促進のための行政経営課及びデジタル政策推進課と合同によるヒアリング及び対応策等の検討 ◇ キャッシュレス端末の導入（スポーツ科学センター、近代美術館） ◇ 利用者の少ない施設へのキャッシュレス導入の検討 ◇ 指定管理委託施設へのキャッシュレス導入のためのヒアリング及びガイドライン検討	

取 組 の 実 施 状 況							
◇ 令和５年１２月からスポーツ科学センター、近代美術館の２公所にキャッシュレス機器を導入し、クレジットカード、電子マネー（Suica、nanacoなど）、QRコード（PayPay、d払いなど）による支払が可能となり、県民の利便性の向上を図った。							
◇ 令和４年１０月から「電子申請・届出サービス」による電子納付を開始し、令和５年度は次の科目が利用可能となった。							
・公害紛争処理申請手数料 ・浄化槽保守点検業者登録手数料 ・使用済自動車関係手数料 ・食肉衛生関係手数料 ・生活衛生営業許可手数料 ・クリーニング師等試験免許手数料 ・建築物清掃業等登録手数料 ・電気工事士法関係手数料 など							
実績値	キャッシュレス納付が可能な手数料等の割合（％）						
	R3	R4	R5	R6	R7	目標	
	1.5	4	15			100	

評価結果	評価理由
C	◇ キャッシュレス機器の導入（スポーツ科学センター、近代美術館）を進め、併せて「電子申請・届出サービス」による電子納付が可能な手続きを増やしたものの、全体の数値が低いことからC評価とした。

A：概ね順調 B：一部改善の余地あり C：要改善

課 題 と 今 後 の 対 応	
◇ 電子申請・届出サービス（電子納付）を促進するためデジタル政策推進課と連携しシステムへの登録を促す取組を行う。	
◇ キャッシュレス機器の導入に要する予算を確保したことから、未設置となっている公所への機器導入を積極的に進め、県民の利便性の向上を図る。	

行政改革の取組方針（令和４～７年度）評価調書（令和５年度実績）

所管課：税務課

改 革 の 柱	
Ⅰ 県民の利便性の向上と効率的な業務の推進	
取 組 項 目	
１ 県民の利便性の向上	
取 組 名	
(2) 手数料等や県税における多様な支払方法の導入	
取 組 内 容	
② 納付方法の拡大による県税のキャッシュレス納付の推進	
ね ら い	
◇ 窓口での支払いを不要とする納付方法の拡大により、納税者の利便性の向上を図る。	
目 標	
※計画期間の最終年度のみ設定	
◇ 新たなキャッシュレス手法による納付件数（自動車税、個人事業税、不動産取得税） ⇒R7：5,900件（当初）→19,400件（R5修正）	
【目標値の設定根拠】	
◇ 自動車税のR4モバイルレジ収納の実績（実績：4,033件→基準：4,000件）及びペイ収納の実績（実績：11,674件→基準：11,600件）をR5の新たな納付方法の基準とし、毎年500件ずつの伸びを想定する。 また、他の2税目は、納期内納付の4%を見込む。 ※モバクレとは…スマートフォンのモバイルレジアプリを利用したクレジットカード払いのこと。	
主 な 取 組	
※必要に応じて見直し	
◇ これまでの口座振替やクレジット納付等に加え、自動車税種別割の電子マネー決済（paypay等）による納付を開始するとともに、次期県税システムの導入（令和7年1月稼働予定）に合わせて、キャッシュレス納付対象税目（個人事業税・不動産取得税）を拡大する。	
【令和５年度の取組】	
◇ 地方税共通納税システムへの対応 次期県税システム（クラウドサービス）の構築	

取 組 の 実 施 状 況							
◇ キャッシュレス納付方法として、従来からの「モバイルレジ（口座振替、クレジット払い）」に加え、令和４年度はスマートフォンによるキャッシュレス納付（PayPay、d払い等）を導入した。 令和５年度から地方税統一QRコード（eL-QR）を使用した地方税共通納税システムを導入し、キャッシュレス納付方法は同システムに移行した。これにより、QRコードを読み取ることで迅速にキャッシュレス納付ができることとなり、納税者の利便性並びに県及び金融機関の収納事務の効率化が図られた。 なお、地方税統一QRコードの導入に当たっては、納税通知書に同封するリーフレットの記載内容を全面的に見直したほか、美の国あきたネット等の広報媒体を活用し、納税者に分かりやすい利用方法の周知に務めた。							
実績値	新たなキャッシュレス手法による納付件数						
	R3.10	R4	R5	R6	R7	目標	
	—	15,707	22,761			27,900	

評価結果	評価理由
A	◇ 令和５年度の実績値が最終の目標値を大きく上回ったため、A評価とした。

A：概ね順調 B：一部改善の余地あり C：要改善

課題と今後の対応
◇ 当初の目標は5,900件であったが、令和４年度実績を踏まえて令和５年度に見直したところ。令和５年度実績を踏まえ、改めて目標を見直した上で、納税者の利便性向上に資する納付方法の周知に努める。 自動車税：毎年度2,000件の伸びを見込み、計27,000件とする。 個人事業税：400件（従前と同様）、不動産取得税：500件とする。いずれもキャッシュレス納付への移行率を見直す。

行政改革の取組方針（令和4～7年度）評価調書（令和5年度実績）

所管課：行政経営課

改 革 の 柱	
Ⅰ 県民の利便性の向上と効率的な業務の推進	
取 組 項 目	
1 県民の利便性の向上	
取 組 名	
(3) 公共施設におけるサービス改善の推進	
取 組 内 容	
① 指定管理者制度における公募要件の柔軟化等による効果的・効率的な運営の推進	
ね ら い	
◇ 指定管理者が安定的に施設運営を行い民間のノウハウを発揮しやすい環境を整えるとともに、外部のモニタリングにより業務の改善を促すことで、指定管理者制度導入施設における住民サービスの質をより一層高める。	
目 標	
※計画期間の最終年度のみ設定	
◇ 外部モニタリングを実施した指定管理施設数（累計） ⇒R7：9施設（当初）→65施設（R5修正）	
【目標値の設定根拠】	
◇ 令和4年度に外部モニタリングの実施方法を検討し、1年当たりの外部評価施設対象を約20施設とし、令和5～7年度の3年間で全施設を1巡することとした。	
主 な 取 組	
※必要に応じて見直し	
◇ 指定管理者が人材確保や融資の面で安定的な施設運営ができるよう各施設における指定管理期間の長期化を検討する。 ◇ 応募者が少数となっている施設について、公募時における要件の見直しを検討する。 ◇ 指定管理者及び県による管理運営状況等に関する評価を実施するとともに、外部によるモニタリングを実施し、その意見を施設運営に反映する。	
【令和5年度の取組】	
◇ 外部有識者によるモニタリング実施（R5年度対象：22施設）	

取 組 の 実 施 状 況						
◇ 令和5年度から「秋田県指定管理者制度導入施設の評価に係る外部有識者委員会」を設置し、本県において指定管理者制度を導入している全65施設を3年間で一巡する計画とし、令和5年度は22施設についてモニタリングを行い、外部有識者から指定管理者及び県所管課に対して評価・提言をいただいた。						
＜参考：評価・提言内容抜粋＞ ○【指定管理者】持続可能な運営、経営に繋がると考えられる適正な職員配置や、職員の資質及び技術向上を目指した取組等を実施していることは評価できる。 ○【県所管課】過去5年間の収支状況から、多額の累積損失が発生していると想定されるため、指定管理者辞退リスクへの対応について検討が必要と考える。 ○【県所管課】施設の今後のあり方について検討が必要と考える。現状では将来性に欠けると感じることから、新たな仕掛けやリニューアルがなければ厳しいと考える。						
実績値	外部モニタリングを実施した指定管理施設数（累計）					
	R3	R4	R5	R6	R7	目標
	—	0	22			64

評価結果	評価理由
A	◇ 計画されていた22施設について予定通りモニタリングを実施したことからA評価とした。

A：概ね順調 B：一部改善の余地あり C：要改善

課題と今後の対応
◇ 今後も計画通りモニタリングを実施していく。
◇ なお、令和6年度からは指定管理施設数が1施設減少することから、目標値を64施設とする。

行政改革の取組方針（令和４～７年度）評価調書（令和５年度実績）

所管課：行政経営課

改 革 の 柱	
Ⅰ 県民の利便性の向上と効率的な業務の推進	
取 組 項 目	
１ 県民の利便性の向上	
取 組 名	
(3) 公共施設におけるサービス改善の推進	
取 組 内 容	
② 指定管理施設の運営手法に関するサウンディングの実施	
ね ら い	
◇ 指定管理施設の更新にあたり民間事業者等の意見を踏まえた検討を行うことにより、施設運営等に民間のノウハウを活用する。	
目 標	
※計画期間の最終年度のみ設定	
◇ サウンディングを実施した指定管理施設数（累計） ⇒R7：21施設	
【目標値の設定根拠】	
◇ サウンディング対象施設（単年度維持管理・運営費が１億円以上、21施設）で各１回の実施。	
主 な 取 組	
※必要に応じて見直し	
◇ 年間の維持管理・運営経費が１億円以上の指定管理者制度導入施設について、指定管理期間の中間年に施設運営等に係るサウンディングを実施し、民間事業者等の意見を踏まえ当該施設の運営方法等について検討を行う。	
【令和５年度の取組】	
◇ ルール化された指定管理更新に係るサウンディング対象施設の進捗管理を行う。	

取 組 の 実 施 状 況							
◇ 庁内にサウンディング実施予定施設について照会したところ、県営住宅や中央公園等の14施設において実施予定との回答があり、予定通りサウンディングを実施した。							
◇ サウンディングの実施に当たっては、「あきた公民連携地域プラットフォーム」におけるセミナー等で幅広い周知を行った。							
※あきた公民連携地域プラットフォーム 【会員数：133団体（R6年1月29日時点）】 公民連携の推進を図るため、令和３年度末に県と秋田銀行が共同で設置したもので、セミナーや勉強会の開催等を通じて、PPP／PFIの普及啓発や行政から民間への施設整備等案件の情報提供、サウンディングの実施支援等を行う。							
実績値	サウンディングを実施した指定管理施設数（累計）						
	R3	R4	R5	R6	R7	目標	
	0	1	15			21	

評価結果	評価理由
A	◇ 維持管理・運営経費が１億円以上の指定管理者制度導入施設においてはサウンディングを必須としているが、令和５年度は１億円未満の5施設を含めた計14施設においてサウンディングを実施しており、計画中間年において7割を超える実績値となったことからA評価とした。

A：概ね順調 B：一部改善の余地あり C：要改善

課 題 と 今 後 の 対 応
◇ 今後も庁内への照会等を継続し、進捗管理を行う。

行政改革の取組方針（令和４～７年度）評価調書（令和５年度実績）

所管課：行政経営課

改 革 の 柱	
Ⅰ 県民の利便性の向上と効率的な業務の推進	
取 組 項 目	
２ 効果的・効率的な業務の遂行	
取 組 名	
(1) 業務改善の推進	
取 組 内 容	
① 事務処理マニュアルの改訂による業務の進め方・手法の見直し	
ね ら い	
◇ 事務処理マニュアルの改訂により庁内の業務を可視化することで、行政運営の簡素化・効率化のための業務手法等の見直し（簡素化、デジタル化など）を推進する。	
目 標	
※計画期間の最終年度のみ設定	
◇ 新たな事務処理マニュアルによる業務の見直し件数（R4～7年度累計） ⇒R7：600件（1班1見直し）	
【目標値の設定根拠】	
◇ 業務改善の対象となる知事部局、地域振興局、教育庁の各課室の班の数は593班（R3年度時点）である。全ての班で平均して1班1見直しが図られることを目標とする。	
主 な 取 組	
※必要に応じて見直し	
◇ 各所属で作成している「事務処理マニュアル」の記載項目等について、業務フローが分かりやすく、改善可能な箇所に気づきやすくなるよう、他県の取組事例等を参考に見直しを検討する。	
◇ 各所属において新様式により事務処理マニュアルを作成し、他の所属の職員も閲覧できるよう全庁共有フォルダに保存する。	
◇ 各所属において業務手法の見直し（簡素化、デジタル化など）を進め、行政経営課はその状況を取りまとめ、定期的に全庁へ情報共有する。	
【令和５年度の取組】	
◇ 新たな事務処理マニュアルの様式、見直し手順の確定	
◇ 全庁に1班1業務の見直しを依頼	

取 組 の 実 施 状 況							
◇ 令和４年度に実施した、ワークショップ（デジタル化による業務改善推進）参加者との意見交換を踏まえ、事務処理マニュアルの改訂手法を見直した。							
【見直し内容】 様式の全面改定に代え、新たに追加する「チェックリスト」を用いて現行の業務の進め方・手法を点検し、チーム単位で検討のうえ改善に取り組み、その内容を事務処理マニュアルに反映させる形へ見直し							
◇ 各部局主管課を対象に、新たな見直し手法による業務の進め方・手法の見直しを試行的に依頼したところ、庁外向けの報告書・冊子等の印刷作業の見直し（廃止、部数減）、データ集計のシステム化等の見直し事例が寄せられた。							
実績値	新たな事務処理マニュアルによる業務の見直し件数（R4～7年度累計）						
	R3.10	R4	R5	R6	R7	目標	
	—	—	11			600	

評価結果	評価理由
A	◇ 改訂手法を見直した上で、まずは各部局主幹課を対象に試行したため見直し件数は少ないものの、令和６年度以降の全庁への展開目処が立ち、目標の達成に向けて順調に取組が進展していることからA評価とした。

A：概ね順調 B：一部改善の余地あり C：要改善

課題と今後の対応
◇ 各部局で取組状況や見直しの効果に温度差があることから、優良事例を横展開し、行政運営の簡素化・効率化に資する実効性の高い見直しを推進していく。

行政改革の取組方針（令和４～７年度）評価調書（令和５年度実績）

所管課：行政経営課

改革の柱
I 県民の利便性の向上と効率的な業務の推進
取組項目
2 効果的・効率的な業務の遂行
取組名
(1) 業務改善の推進
取組内容
② 事務ミス防止に向けた内部統制機能向上の検討推進
ねらい
◇ 財務会計システムを活用して統制機能の向上を図るための検討を進めるなど、適正な事務の管理・執行を確保するための内部統制の更なる効果的・効率的な運用を目指す。
目標
◇ 重大不備事案の発生件数（毎年度０件を目指す）
【目標値の設定根拠】
◇ 令和２年度に１件の重大な不備（談合事案）が発生したが、今後は０件を目指すことを目標とする。
主な取組
※必要に応じて見直し
◇ 内部統制のPDCAサイクルに基づく取組の評価、確認シートの改善等を行う。
◇ 会計課、デジタル政策推進課と適宜連携しながら財務会計システムと内部統制制度との連携に向けた検討を行う。
【令和５年度の取組】
◇ 内部統制のPDCAサイクルによる取組の評価、確認シートの改善等
◇ 財務会計システムとの連携に向けた検討

取組の実施状況
◇ 令和４年度の内部統制の取組について評価を行い、報告書を作成後、監査委員の意見を付して９月議会に提出した。
◇ 財務や制度への理解不足が事務ミスの主な原因であることから、「財務事務・内部統制研修」を４月に実施し、実施状況を確認するためのフォローアップを行った。
◇ ７月に朝の会での注意喚起、１１月に実施要領と確認シートを改正したほか、これまで５部局に対して行っていたモニタリング（現地確認）の対象を全部局に拡大した。内部統制推進幹事を２回、内部統制推進員会議を４回開催して取組の徹底を図った。
◇ 例年、年度末から年度始めの期間において事務ミスやヒヤリハットが多く発生していることから、４月に各課所（２７３箇所）で職場会議を開催し、内部統制推進員立ち合いの下、財務事務の留意点の説明や事務ミス事例等の共有を図った。
◇ 財務会計システムとの連携に向けた検討については、デジタル政策推進課、財政課と機能搭載したい内容等の検討を進めた。
実績値
重大な不備事案の発生件数 ※（）内は重大不備に該当しない事務ミス等の件数
R2 R3 R4 R5 R6 R7 目標
1(3) 0(4) 5(4) 3(28) 毎年度０件

評価結果	評価理由
C	◇ 重大な不備事案が発生しており、内部統制は有効に運用されていないと判断されることから、C評価とした。

A：概ね順調 B：一部改善の余地あり C：要改善

課題と今後の対応
◇ 重大不備事案を含む事務ミス等について、事案ごとに再発防止策を講じるほか、事務ミス事例として全庁で情報共有を図り、内部統制にあっては確認シートの改正、全部局を対象とした現地確認や職場会議を通じた周知、啓発を行うことで、内部統制が制度として実効性のある対策となるよう取り組んでいく。
◇ 機械的なチェックは、事務ミスのリスク低減の効果が大きいと、財務会計システムとの連携について、できる限り広範囲に対応できるよう検討する。

行政改革の取組方針（令和4～7年度）評価調書（令和5年度実績）

所管課：人事課

改革の柱	
1 県民の利便性の向上と効率的な業務の推進	
取組項目	
2 効果的・効率的な業務の遂行	
取組名	
(2) 多様な行政ニーズに的確に対応するための体制整備	
取組内容	
① 職員の専門性の向上や幅広い視野を得るための長期的視点に立った人事配置と研修の実施	
ねらい	
◇ 職員の育成により、組織全体の専門性を向上させることで、県民の多様なニーズに的確に対応していく。	
目標	
※計画期間の最終年度のみ設定	
◇ 成長を実感している職員の割合 ⇒R7：75.0%	
【目標値の設定根拠】	
◇ R3年度における実績が66.3%であることから、組織の4人に3人が実感している75.0%を目標として向上を目指すもの。	
主な取組	
※必要に応じて見直し	
◇ 採用 - 人材獲得競争が激化している技術職員について、人事委員会事務局と連携し、採用活動を強化する。 - 技術職員における職務経験者の採用職種拡大を検討する。	
◇ 人事配置 職員の能力や適性、希望を踏まえたキャリア形成を実践し、計画的な専門性の向上に取り組む。	
◇ 研修・自己啓発支援 職位や経験年数に応じた知識やスキルを習得できるよう、部局研修等により、専門性の向上に取り組むとともに、主体的に能力の向上、開発に取り組む職員の支援を行う。	
【令和5年度の取組】	
◇ 技術系職員の1日密着動画特設サイト新設 ◇ キャリア選択型人事制度の実施に向けた準備	

採用活動の強化策として、新たに8つの技術系職員の「1日密着動画」を公開することで、サイト内コンテンツを充実するとともに多様な受験希望者への訴求力を高めた。

民間企業のスピード感覚や組織風土の体感、業務遂行ノウハウや専門知識の習得に有効な民間企業への派遣研修をさらに拡充した。

キャリア選択型人事制度の実施に向けて、各職務分野に対応したキャリア選択への希望について自己申告書に記載欄を設け、希望に応じた人事配置を行った。

時代の流れや県職員に求められるスキルの変化等を踏まえつつ、研修内容の見直しを適宜実施しており、R5年度は、近年のDX化等に対応するため、「ITリテラシー・DX」等に係る研修コンテンツを追加し、職員のスキル習得等を推進した。また、主体的に自らの能力向上に取り組む職員を支援するため、資格取得経費等の補助事業についても継続実施した。

実績値	成長を実感している職員の割合（％）					
	R3	R4	R5	R6	R7	目標
	66.3	60.5	64.8			75.0

評価結果	評価理由
B	◇ 採用や人材配置に関して新たな取組を推進し一定の成果を得つつも、職員全体の成長実感の伸びは途上だと考えられるためB評価とした。 ◇ なお、10～30代の若手職員については、成長を実感している職員が約80％（前年比+6％）と目標値を超える結果となった。（40～60代の職員は約57％（前年比+4％））
A：概ね順調 B：一部改善の余地あり C：要改善	

課題と今後の対応
◇ 資格取得補助の活用促進などによる知識・スキルの習得を支援しつつ、新たな職位であるシニアエキスパートによる長年の知識・経験を生かした指導・ノウハウ共有等により、職員の成長実感の後押しを行う。
◇ キャリア選択型人事制度導入による効果について、職員のやりがいや成長実感などを通じて、長期的な視点から計測していく。
◇ 国及び民間企業との交流について、既存派遣の継続や新たな派遣先検討を通じ、職員の多角的な知見・専門知識の習得を促進する。

行政改革の取組方針（令和４～７年度）評価調書（令和５年度実績）

所管課：人事課

改 革 の 柱	
Ⅰ 県民の利便性の向上と効率的な業務の推進	
取 組 項 目	
２ 効果的・効率的な業務の遂行	
取 組 名	
(2) 多様な行政ニーズに的確に対応するための体制整備	
取 組 内 容	
② 多様な人材が活躍できる職場づくり	
ね ら い	
◇ 職員が働きやすい職場を整備することにより、職員の意欲向上と職場での能力発揮を後押しする。	
目 標	
※計画期間の最終年度のみ設定	
◇ 職場に「働きやすさ」や「働きがい」を感じている職員の割合 ⇒R7：75.0%	
【目標値の設定根拠】	
◇ R3年度における実績が65.2%であることから、組織の４人に３人が実感している75.0%を目標として向上を目指すもの。	
主 な 取 組	
※必要に応じて見直し	
◇ 子育て・介護、性別、障害などにかかわらず、職員が自らの能力を存分に発揮できる職場づくりを目指し、次の取組を進める。 ・管理監督職員等を対象に職員の多様性に対する意識付けを図るため、研修を実施する。 ・仕事と家庭生活の両立が可能な職場環境を実現するため、時間外勤務の縮減や年次休暇の促進等に取り組む。 ・時間の有効活用を通じた職員のワーク・ライフ・バランス充実を図るため、テレワークの拡大を図る。	
【令和５年度の取組】	
◇ 人材・組織マネージャーを軸に、所属長及びチームリーダーが連携した働きやすい職場づくりの推進 ◇ テレワーク実証実験の拡大と課題の把握	

取組の実施状況							
◇ チーム制を導入し、本庁においてチームリーダーとサブリーダーを設置したことで、チームとしての一体感の醸成を図ったほか、所属長や人材・組織マネージャーと一体的にDX化・業務の移管・廃止等を促進した。							
◇ テレワーク実証実験に1,066名が参加し（R4：785名）、実証を通じて職員の働きやすさに繋がる事が確認できたことから、令和6年度に向けて希望する全職員がテレワーク可能とする環境を整備した。							
◇ 子どもが生まれる予定の職員の早期把握、当該職員及び上司への育休取得の呼びかけなどの取組により、R5年度の男性職員の育児休業取得率は70.8%となった。また、１ヵ月以上取得率は38.9%と、一定期間取得する職員が増加している。							
◇ 各種ハラスメント行為への対策として、ハラスメント外部相談窓口及び電子申請システムによる相談・通報窓口を設置し、職員が気兼ねなく相談しやすい体制を整えた。令和5年度の当窓口への相談件数は24件であった。							
◇ 職員が高いモチベーションを持ちながら業務に取り組めるように、希望する職務分野を中心として専門性を高められるキャリア選択型人事制度を整えた。							
実績値	職場に「働きやすさ」や「働きがい」を感じている職員の割合（％）						
	R3	R4	R5	R6	R7	目標	
	65.2	71.5	73.0			75.0	

評価結果	評価理由
A	◇ テレワーク実証実験を通じて令和6年度のテレワーク利用者の拡大（希望者全員）に繋げ、どこでも働ける環境を整えたほか、男性の育児休業取得率・１ヶ月以上取得率ともに高い水準を維持したことなどにより、「働きやすさ」や「働きがい」を感じている職員の割合が順調に増加しているためA評価とした。

A：概ね順調 B：一部改善の余地あり C：要改善

課題と今後の対応	
◇ テレワークの利用率について、所属により差があることから、活用の方法について共有しつつ、更なる利用拡大を図る。	
◇ コラボレーションツール（WEB会議、チャット、ファイルの同時編集などの機能が一体となったソフトウェア）の実証実験を行うこととしており、これまで以上に時間と場所に縛られない働き方の実現可能性を模索する。	

行政改革の取組方針（令和４～７年度）評価調書（令和５年度実績）

所管課：市町村課

改 革 の 柱	
Ⅰ 県民の利便性の向上と効率的な業務の推進	
取 組 項 目	
２ 効果的・効率的な業務の遂行	
取 組 名	
(3) 県・市町村間の協働の推進	
取 組 内 容	
① 秋田県・市町村協働政策会議等の運営	
ね ら い	
◇ 人口減少下においても充実した行政サービスを提供できる効率的な行政運営の実現を目指す。	
目 標	
※計画期間の最終年度のみ設定	
◇ 県・市町村協働政策会議等の開催回数（R4～7年度累計） ⇒R7：16回	
【目標値の設定根拠】	
◇ 県・市町村協働政策会議及び幹事会の開催回数を目標値とする。	
主 な 取 組	
※必要に応じて見直し	
◇ 「秋田県・市町村協働政策会議」等において、県と市町村が双方向で政策等の提案を行うとともに、対等な立場で議論し、県及び市町村が協働で取り組むべき政策、施策、事業に関する合意形成を進める。	
【令和５年度の取組】	
◇ 幹事会（５月２３日、１１月１５日） 秋田県・市町村協働政策会議総会（５月３１日、１１月２２日）	

取 組 の 実 施 状 況							
◇ 幹事会と秋田県・市町村協働政策会議を開催（各２回）し、医療費助成の拡大などの少子化対策や県・市町村の次期防災システムの整備など、４項目について協働・連携して取り組むことに合意した。							
【協働政策会議における合意事項】							
（第１回会議）							
・学校部活動の地域連携や地域クラブへの移行整備に係る協働（市町村提案）							
・次期秋田県総合防災情報システムの整備（県提案）							
（第２回会議）							
・少子化の克服に向けた更なる取組（県提案）							
・ツキノワグマによる被害防止対策の強化（県提案）							
実 績 値	県・市町村協働政策会議等の開催回数（R4～7年度累計）						
	R3	R4	R5	R6	R7	目標	
	5	4	8			16	

評価結果	評価理由
A	◇ 幹事会での議論・調整、秋田県・市町村協働政策会議での合意を経て、上記の４項目について、県と市町村の協働・連携の取組が進展したことから、A評価とした。

A：概ね順調 B：一部改善の余地あり C：要改善

課 題 と 今 後 の 対 応
◇ 人口減少が進行し、県・市町村ともに財政状況や職員の確保が厳しさを増す中、県と市町村、市町村間の一層の連携・協働が求められることから、秋田県・市町村協働政策会議等を通じて市町村への働きかけを行うとともに、費用対効果や先進事例、市町村ニーズ等を踏まえてあらゆる取組を検討し、効率的で持続可能な行政運営体制の構築を目指す。

行政改革の取組方針（令和4～7年度）評価調書（令和5年度実績）

所管課：下水道マネジメント推進課

改革の柱	
Ⅰ 県民の利便性の向上と効率的な業務の推進	
取組項目	
2 効果的・効率的な業務の遂行	
取組名	
(3) 県・市町村間の協働の推進	
取組内容	
② 生活排水処理事業における県・市町村連携の推進	
ねらい	
◇ 公共下水道及び農業集落排水施設の流域下水道への接続や汚泥処理の広域化、県・市町村連携による広域補完組織の設立を通じて、生活排水処理事業運営の効率化を図るとともに維持管理費用の軽減を図る。	
目標	
※計画期間の最終年度のみ設定	
◇ 生活排水処理施設の流域下水道への接続処理区数（累計） ⇒R7：29処理区	
【目標値の設定根拠】	
◇ 市町村の施設の集約・統合計画により設定	
主な取組	
※必要に応じて見直し	
◇ 公共下水道及び農業集落排水施設を流域下水道へ接続する。 ◇ 県南地区4市2町から発生する下水汚泥を集約し、肥料化する広域汚泥資源化施設を流域下水道横手処理センター内に建設する。 ◇ 技術職員の減少や施設の老朽化が課題となる中、自治体の事務を補完して計画策定支援や事業運営支援を担う新たな官民出資会社（広域補完組織）を設立する。	
【令和5年度の取組】	
◇ 【公共下水道及び農業集落排水施設の流域下水道への接続】 接続に関する協議及び工事の実施 ◇ 【県南地区広域汚泥資源化事業】 施設の整備推進 ◇ 【広域補完組織の設立】 組織の設立手続き及び執行体制の整備	

取組の実施状況							
◇ 県・市町村で構成する「生活排水処理事業連絡協議会」を開催し、広域化・共同化に関する調整を図っており、令和5年度は横手市公共下水道相野々処理区ほか4処理区で流域下水道への接続が完了した。 ◇ 県南地区広域汚泥資源化施設の整備に関しては、令和5年1月に事業者と設計・施工に関する契約を締結後、令和5年10月に地域住民に対し、事業説明会を開催し、事業に対する理解促進を図った。令和5年11月には起工式を行った。 ◇ 広域補完組織については、民間のパートナー事業者を令和5年9月に選定し、11月に会社を設立した。12月からは業務を開始している。							
実績値	生活排水処理施設の流域下水道への接続処理区数（累計）						
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	目標
	16	20	24	29			29

評価結果	評価理由
A	◇ 市町村と一体となって取組を進めており、計画どおりに施設の集約化が進んでいることから、A評価とした。

A：概ね順調 B：一部改善の余地あり C：要改善

課題と今後の対応
◇ 県南地区広域汚泥資源化事業については、地域住民の理解を得ながら事業を進めていくことが肝要であり、事業者と工程等を調整の上、随時進捗等の情報発信に努めていく。 ◇ 下水道等の生活排水処理に関するサービス水準を将来にわたって維持するため、維持管理費の低減や体制の強化に向けた取り組みを引き続き推進していく必要があり、更なる維持管理業務の共同発注や汚泥処理の広域化・共同化に向けた検討・協議を行う。

行政改革の取組方針（令和４～７年度）評価調書（令和５年度実績）

所管課：広報広聴課

改 革 の 柱	
Ⅱ 官民対話の更なる促進	
取 組 項 目	
１ 官民による双方向対話の促進	
取 組 名	
(1) 幅広い世代に伝わる広報の推進	
取 組 内 容	
① 広報媒体の特性を生かしたメディアミックスによる情報発信	
ね ら い	
◇ デジタル社会に合わせ、ソーシャルメディア等との連携を強化しながら、複数の広報媒体で県政情報を発信すること等により、幅広い世代に伝わる県広報の実施を目指す。	
目 標	
※計画期間の最終年度のみ設定	
◇ 県民意識調査における「広報活動の現状評価」 ※「十分行われている」及び「ある程度行われている」の割合 ⇒R7：70.0%	
【目標値の設定根拠】	
◇ これまでの調査結果や行財政改革推進委員会の外部評価を基に設定した。	
主 な 取 組	
※必要に応じて見直し	
◇ 紙媒体、電波媒体をそれぞれインターネットと組み合わせて媒体間での連携（メディアミックス）を図り、同一の県政情報をターゲットに応じて異なる手法で発信する。	
【令和５年度の取組】	
◇ 若年層や働く世代に対する情報発信の更なる充実	

取組の実施状況						
◇ 県の取組や県政の動勢について分かりやすく発信することに加え、県政運営への理解と参加が得られるよう、紙ベースの広報媒体（広報紙・新聞広告）、電波ベースの広報媒体（テレビ番組・ラジオ番組）、若年層の利用率が高いインターネットメディア（ウェブサイト、SNS）それぞれの特性を生かした広報を実施した。						
・広報紙や新聞広告は、分かりやすい表現の記事や目を引く画像で投稿し、SNS広告を実施。 ・テレビ広報番組で取り上げたテーマについて、コント形式の短編動画を制作し、YouTube広告で情報発信。 ・美の国あきたネットのウェブアクセシビリティ（心身の機能に関する制約や利用環境等に関係なく、すべての人がウェブで提供される情報を利用できる）を高めるため、広報媒体で発信した情報をテキストで掲載。						
実績値	県民意識調査における「広報活動の現状評価」 ※「十分行われている」及び「ある程度行われている」の割合（％）					
	R3	R4	R5	R6	R7	目標
	65.1	66.4	62.3			70.0

評価結果	評価理由
B	◇ 予定していた取り組みを実施したものの、県民意識調査の結果が前年度を下回り、情報発信に対する県民の満足度が減少していることから、B評価とした。

A：概ね順調 B：一部改善の余地あり C：要改善

課題と今後の対応
◇ 県民の情報取得手段が多様化しているため、引き続き、複数の媒体を連携して情報を発信していくとともに、幅広い世代でインターネットメディアを利用し情報を取得する傾向が高くなっていることから、LINEをはじめウェブサイトや他のSNSを積極的に活用して、更なる情報発信の充実に取り組む。

行政改革の取組方針（令和４～７年度）評価調書（令和５年度実績）

所管課：広報広聴課

改 革 の 柱	
Ⅱ 官民対話の更なる促進	
取 組 項 目	
１ 官民による双方向対話の促進	
取 組 名	
(1) 幅広い世代に伝わる広報の推進	
取 組 内 容	
② 利用者の視点によるウェブサイト・SNS等の点検・評価	
ね ら い	
◇ インターネットによる効果的な情報発信を行うため、ウェブサイト・SNS等について継続的に検証を行い、改善を図るなど、PDCAを意識した運用を進める。	
目 標	※計画期間の最終年度のみ設定
◇ 県民意識調査における「県が発信する情報の取得方法」 ※「県のウェブサイト（「美の国あきたネット」等）」及び「ソーシャルメディア（ブログ、ツイッター、フェイスブック、動画サイト等）」の割合 ⇒R7：25.0%	
◇ 県が管理・運営するウェブサイトの平均アクセス数 ⇒R7：127,000アクセス	
【目標値の設定根拠】	
◇ これまでの調査結果や行財政改革推進委員会の外部評価を基に設定した。	
◇ 庁内で取りまとめた結果を基に設定した。	
主 な 取 組	
※必要に応じて見直し	
◇ 県が管理・運営するウェブサイト・SNS等について、外部機関を活用し、利用者の視点から点検・評価を行い、その結果を基に、個別のコンサルティングや情報共有のためのセミナーを行う。	
【令和５年度の取組】	
◇ 美の国あきたネットの改修	
◇ ウェブサイトのコンサルティング等	

取組の実施状況							
◇ 令和４年度に実施した「美の国あきたネット」の点検・評価で指摘された課題をサイトの一部改修（庁内サイトの移行を含む）により解決し、利便性の向上を図ったほか、研修を実施して情報発信の強化を行った。							
◇ 「美の国あきたネット」のほか、独自サイトの中で希望のあった課室等に対して年４回のコンサルティングを実施したほか、ウェブサイト運営全般に係るセミナーを１回開催した。							
実績値	県民意識調査における「県が発信する情報の取得方法」 ※「県のウェブサイト（「美の国あきたネット」等）」及び「ソーシャルメディア（ブログ、ツイッター、フェイスブック、動画サイト等）」の割合（％）						
	R3	R4	R5	R6	R7	目標	
	22.5	22.3	23.2			25.0	
	県が管理・運営するウェブサイトの平均アクセス数						
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	目標
	119,250	127,323	115,434	115,558			127,000

評価結果	評価理由
A	◇ 県民意識調査による美の国あきたネットとSNSから情報を取得しているポイント数、及び県が管理・運営するウェブサイトへの平均アクセス数が、若干ではあるが前年度より上昇していることから一定の成果を上げていると考えられるため、A評価とした。

A：概ね順調 B：一部改善の余地あり C：要改善

課題と今後の対応
◇ 令和６年３月に「美の国あきたネット」が利用者目線でのサイト構成にリニューアルされ、以前よりも利便性が向上したことから、引き続き、職員研修等を実施し更なる情報発信の強化を図る。

行政改革の取組方針（令和4～7年度）評価調書（令和5年度実績）

所管課：行政経営課

改 革 の 柱	
Ⅱ 官民対話の更なる促進	
取 組 項 目	
1 官民による双方向対話の促進	
取 組 名	
(2) 県民や民間団体等との対話の促進	
取 組 内 容	
① 施策・事業の推進に向けた関係団体等との情報交換の充実	
ね ら い	
◇ 官民で目的を共有し、役割分担しながら、官民一体となって施策・事業を進める。	
目 標	
※計画期間の最終年度のみ設定	
◇ 官民対話の実施回数 ⇒R7：160回	
【目標値の設定根拠】	
◇ 本庁全73課室の半数以上となる40課室で四半期毎（年4回）に実施することを目標とする。 ※R3実績：11課室で38回（見込み）	
主 な 取 組	
※必要に応じて見直し	
◇ 関係団体の代表者との定例的な情報交換だけでなく、民間事業者や県民（企業経営者や現場責任者等）と直に「官民対話」を行い、得られた意見を事業や制度等の立案に当たっての参考とする。 ※官民対話：県の事務・事業に関し、民間事業者等との対話の場を設け、意見やニーズ、新たな事業等の提案を把握すること。	
【令和5年度の取組】	
◇ 部局ごとの実施計画作成と中間・最終実績の把握（行政経営課） ◇ 対話の実施、主にR6年度以降の事業等への反映（各部局） ◇ 庁内での取組例や得られた意見・ニーズの共有（行政経営課）	

取組の実施状況							
◇ 知事部局8部において、54のテーマで実施（実施回数：264回）。対話の相手方から新たな視点による施策案の提示や、現場の実情について様々な意見があり、現場のニーズに即した事業の立案や今後の施策展開に向けた検討につながり、一定の成果が得られた。 ＜事例1＞ 県の再造林対策の効果により、再造林を考えている森林所有者が増加していることから支援を継続して欲しい。 ⇒ [R6当初予算] 造林地集積促進事業 （林業経営体が再造林とその後の保育管理を一括して行う取組に対する支援） ＜事例2＞ 7月の豪雨災害を受け、飲食業や小売業、製造業など幅広い業種の企業から、浸水の未然防止対策や停電時の電源確保対策などへの支援が必要との声が寄せられた。 ⇒ [R6当初予算] 中小企業BCP実効性確保支援事業 （事業継続計画（BCP）等に基づき、企業が主体的に行う設備導入等を支援） ◇ つながりのある業界団体すべてと対話した部局がある一方、防災や大雨被害対応、高温障害への対応など新たな課題をテーマにスピーディーに意見交換等を行った部局もあった。							
実績値	官民対話の実施回数						
	R3	R4	R5	R6	R7	目標	
	38	53	264			160	

評価結果	評価理由
A	◇ 令和5年度は264回の官民対話を実施したことに加え、具体的に一定の成果が得られたことから、A評価とした。
A：概ね順調 B：一部改善の余地あり C：要改善	

課題と今後の対応
◇ 部局や課室によって官民対話の取組状況に温度差があることが課題。 ◇ 現場の意見を踏まえた施策を展開するという目的を意識し、引き続き相手方の状況や社会情勢の変化に合わせた内容で繰り返し対話を行う。 ◇ 朝の会の場を活用して横展開を図るほか、実施状況のチェックと運用改善などを継続的に実施し、対話の手法をブラッシュアップしていく。 ◇ 令和5年度までは一部で対話の回数をカウントできていなかったことから、令和6年度以降正確な回数の把握に向けて各部局への周知を徹底する。

行政改革の取組方針（令和4～7年度）評価調書（令和5年度実績）

所管課：行政経営課

改 革 の 柱	
Ⅱ 官民対話の更なる促進	
取 組 項 目	
1 官民による双方向対話の促進	
取 組 名	
(2) 県民や民間団体等との対話の促進	
取 組 内 容	
② 審議会等委員への多様な人材の登用	
ね ら い	
◇ 政策形成過程への県民の主体的参加による審議の活性化を図るため、審議会等委員に多様な人材を登用する。	
目 標	
※計画期間の最終年度のみ設定	
◇ 審議会等における公募委員数 ⇒R7：60人	
【目標値の設定根拠】	
◇ R3.4.1時点の公募委員数は41人である（公募委員割合は5.0%）。今後、「公募制を導入しているが公募委員が0人」である41審議会等の半数で公募委員が採用され、公募委員が20人増加することを目指す（20人増加した場合公募委員割合は7.5%）。	
主 な 取 組	
※必要に応じて見直し	
◇ 審議会等委員への女性や若者の登用及び公募委員割合の向上に向け、共同公募の実施時に多様な広報媒体や機会を活用した情報発信を行う。	
◇ 複数審議会等への重複就任を認めるなど公募に係る運用の見直しを検討する。	
◇ 公募委員経験者の声を踏まえ、効果的な情報発信の手法や公募に係る運用の見直しについて検討・改善を図る。	
【令和5年度の取組】	
◇ 審議会等委員への女性や若者の登用及び公募委員割合の向上に向け、共同公募の実施時に多様な広報媒体や機会を活用した情報発信を行う。	
◇ 複数審議会等への重複就任を認めるなど公募に係る運用の見直しを検討する。	

取組の実施状況							
◇ 新たな情報発信の取組について							
・令和5年度第1回共同公募において、秋田大学を訪問し、共同公募の趣旨等を説明した上で、学生への周知について協力を依頼した。また、秋田県立大学においては、学生へのパンフレットの直接配布を行った。							
・令和5年度第2回共同公募から、県内の各商工会宛てにパンフレットを送付するとともに、秋田県商工会連合会及び秋田市商工会議所を訪問し、会員宛ての周知について協力を依頼した。							
◇ 公募に係る運用の見直し（令和5年度第2回共同公募～）							
県政への参画意欲の高い県民の意見をより積極的に取り入れるため、従来、原則不可としていた公募委員の重複就任を、公募委員以外の審議会等委員と同様に3機関以内の重複就任が可能となるよう、「審議会等委員公募制活用ガイドライン」の改正を行った。併せて、第三希望までの応募を可能とし、重複就任に対応可能となるよう、選考方法を変更した。							
実績値	審議会等における公募委員数（4月1日時点）						
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	目標
	41	39	41	45			60

評価結果	評価理由
B	◇ 公募委員の登用拡大に向け、新たな情報発信の取組やガイドラインの改正、選考方法の見直しを進めた結果、公募委員数は45名に増加したものの、応募者がゼロの審議会等が多いことからB評価とした。

A：概ね順調 B：一部改善の余地あり C：要改善

課題と今後の対応
◇ 新たな情報発信の取組等を進めているものの、公募を実施している審議会等のうち半数程度で応募者がゼロの状態が続いている。 公募に係る運用の更なる見直しができないか検討するとともに、審議会等の状況に応じ所管課において、公式SNS（X、LINE等）を活用しながら、積極的な情報発信に取り組んでいく。

行政改革の取組方針（令和４～７年度）評価調書（令和５年度実績）

所管課：行政経営課

改 革 の 柱	
Ⅱ 官民対話の更なる促進	
取 組 項 目	
２ 県有施設の整備等に係る公民連携手法の導入推進	
取 組 名	
(1) 公民連携地域プラットフォームによる官民ネットワークの形成	
取 組 内 容	
① 公民連携手法導入に向けた官民双方の意識の醸成	
ね ら い	
◇ 公共施設の整備等に民間の資金や経営ノウハウ、アイデア等を活用する多様な公民連携手法の導入促進に向け、県・市町村や県内企業、大学、金融機関等で構成する公民連携地域プラットフォーム（以下「プラットフォーム」といいます。）において、官民連携の意義や県内企業の参入メリット等についての理解促進、意識改革を図る。	
目 標	
※計画期間の最終年度のみ設定	
◇ プラットフォーム参加者のPPP／PFIに対する理解の度合い ⇒R7：80.0%	
【目標値の設定根拠】	
◇ 令和３年度中のPPP／PFIセミナーにおける参加者の理解度は38.8%であることから、取組の進捗により理解度を80%まで高めていくことを目標とする。	
主 な 取 組	
※必要に応じて見直し	
◇ 先進事例を紹介するセミナーの開催 ◇ PFIの実務に関する実践的なノウハウの習得に向けた勉強会の開催 ◇ 県内企業における課題把握とその解消に向けた検討の実施	
【令和５年度の取組】	
◇ 基礎的な知識や先進事例の情報提供を行うセミナーの開催（２回） ◇ 実務に関する勉強会（ワークショップ）の開催	

取組の実施状況	
◇ セミナー等におけるアンケート結果等を基に、PPP/PFI推進の課題解決に繋がるようテーマ設定を行った。特に勉強会については、県内民間事業者の意見を踏まえ、実践的な内容とし、PPP/PFIの理解向上に努めた。	
【第1回セミナー】参加者約100名 ・「PPP/PFI推進アクションプラン（令和５年改定版）」（内閣府） ・「道の駅岩城の指定管理について」（由利本荘市等） 【第2回セミナー】参加者約70名 ・「PFIの失敗事例について」（株民間資金等活用事業推進機構） 【勉強会】参加者約38名 ・公募資料の読み方	
実績値	プラットフォーム参加者のPPP／PFIに対する理解の度合い（％）
	R3 R4 R5 R6 R7 目標
	38.8 88.8 83.6 80.0

評価結果	評価理由
A	◇ PPP/PFIの理解が十分ではない事業者も存在するが、令和５年度に設立された（一社）あきたPPP・PFI協会のセミナーにおいて基礎的な内容の講演を行うなど、プラットフォーム以外の団体とも連携しながらPPP/PFIの理解度を高めることができたことからA評価とした。

A：概ね順調 B：一部改善の余地あり C：要改善

課題と今後の対応
◇ 勉強会では県内事業者から、「PFI手法では受注を大手企業に取られてしまうのではないかな」等の声が聞かれたことから、コスト削減以外に地域企業の参画や地域経済への波及効果等の評価の観点があることを示しつつ、不安解消に努めた上で、県内事業者がPFIに関わっていけるよう、ノウハウ向上につなげられる内容のセミナーや勉強会を企画・実施する。
◇ 行政にもセミナー等に参加していただいているが、行政向けのセミナー等の内容を含めたあり方についても検討する。

行政改革の取組方針（令和4～7年度）評価調書（令和5年度実績）

所管課：行政経営課

改 革 の 柱	
Ⅱ 官民対話の更なる促進	
取 組 項 目	
2 県有施設の整備等に係る公民連携手法の導入推進	
取 組 名	
(1) 公民連携地域プラットフォームによる官民ネットワークの形成	
取 組 内 容	
② 施設整備等の構想段階における官民対話（サウンディング）の実施支援	
ね ら い	
◇ 施設整備等の構想段階において県・市町村が実施する官民対話（サウンディング）の実施を支援し、PPP/PFIの可能性について官民双方で考える場を提供するとともに、サウンディングを通じて官民の人的ネットワークの形成を促進する。	
目 標	
※計画期間の最終年度のみ設定	
◇ サウンディングの実施団体（行政）及びサウンディング参加企業等における満足度 ⇒R7：80.0%	
【目標値の設定根拠】	
◇ 令和4年度からの取組であるが、①の取組（プラットフォームの参加者の理解の度合い）を参考に、同じく80%を目標値とする。	
主 な 取 組	
※必要に応じて見直し	
◇ 県・市町村における検討情報等の集約とプラットフォーム参加団体等への情報提供（プラットフォームWebサイトの運営） ◇ 庁内各課、市町村に対するサウンディングに必要なノウハウの提供 ◇ 県・市町村担当者による公民連携事業行政担当者会議の開催	
【令和5年度の取組】	
◇ 県・市町村における検討情報の集約 ◇ プラットフォームを通じた市町村・企業等への情報提供 ◇ サウンディングの実施支援	

取 組 の 実 施 状 況						
◇ 庁内各課及び市町村に対してサウンディング実施予定の照会を行い、案件情報についてはプラットフォーム主催のセミナーにおいて情報提供を行ったほか、随時、Webサイトへの掲載や会員あてのメールにてサウンディング実施予定等の情報提供に努めた。						
◇ また、サウンディングの実施にあたり、庁内各課に対してアドバイス等を行い、サウンディングが円滑に進むよう支援した。						
【案件情報提供件数】						
・県有施設：9件 ・市町村施設：1件 ・その他施設：1件（東京学生寮）						
実 績 値	サウンディングの実施団体（行政）及びサウンディング参加企業等における満足度（%）					
	R3.10	R4	R5	R6	R7	目標
	—	100.0	100.0			80.0

評価結果	評価理由
A	◇ 令和5年度の取組は予定どおり実施できたほか、参加団体からは、県と意見交換をする機会ができて有意義であったという意見が多く、満足度は高くなっていることから、A評価とした。

A：概ね順調 B：一部改善の余地あり C：要改善

課 題 と 今 後 の 対 応
◇ サウンディングの件数は増えてきているため、今後はサウンディングの内容を充実させるため、サウンディングを実施する庁内各課等に対するアドバイス等の実施支援を強化していく。必要に応じてより効果的なサウンディングを実施するためのセミナーや担当者会議の開催を検討し、参加者の満足度を高めるとともに民間事業者のアイデアを活かしたPPP/PFI案件の形成に努めていく。

行政改革の取組方針（令和４～７年度）評価調書（令和５年度実績）

所管課：行政経営課

改 革 の 柱	
Ⅱ 官民対話の更なる促進	
取 組 項 目	
２ 県有施設の整備等に係る公民連携手法の導入推進	
取 組 名	
(2) 新規・更新公共施設等への公民連携手法の導入推進	
取 組 内 容	
① 優先的検討方針に基づくPPP／PFI手法の導入検討の着実な実施	
ね ら い	
◇ 県有施設の整備等に当たり、構想の早い段階からPPP／PFI手法の導入検討を進め、施設のサービス向上や地域活性化などの観点から民間ノウハウの活用を推進する。	
目 標	
※計画期間の最終年度のみ設定	
◇ サウンディングの実施施設数（R4～7年度累計） ⇒R7：16施設	
【目標値の設定根拠】	
◇ R4年度の実施予定件数4件。以降、継続的なサウンディングの実施により検討手法の定着を図るため年4件と設定（R3は4件実施）。	
主 な 取 組	
※必要に応じて見直し	
◇ 公民連携手法導入優先的検討方針に基づき、一定規模（施設整備費10億円、又は単年度の維持管理運営費が1億円）以上の公共施設を整備する場合には、公民連携プラットフォームの活用等により、PPP／PFI手法の導入を検討する。	
◇ 検討の結果、PPP／PFI手法が適当と判断された場合には、当該手法による整備等を実施する。	
【令和5年度の取組】	
◇ 対象案件の把握（ロングリスト・ショートリストの更新） ◇ ショートリスト案件に係る検討行程表の作成による進行管理 ◇ サウンディングの実施	

取組の実施状況							
◇ 年度当初、公民連携手法導入検討の対象案件及びおよそ10年以内に整備等を予定している案件の把握を行った。（ロングリスト・ショートリスト）							
◇ 今年度は新規にショートリスト案件となった施設はなかったものの、新県立体育館整備・運営事業のPFI導入可能性調査の中でサウンディングを実施したほか、南部老人福祉総合エリア老人専用マンションのサウンディングを実施した。							
◇ また、東京学生寮は公共施設ではないが、県有地に建設している施設であり、県有地の活用の観点から今後の整備等の参考とするためサウンディングを実施した。							
【サウンディング実施施設】 ・東京学生寮 ・新県立体育館 ・南部老人福祉総合エリア老人専用マンション							
実績値	サウンディングの実施施設数（R4～7年度累計）						
	R3	R4	R5	R6	R7	目標	
	4	6	9			16	

評価結果	評価理由
A	◇ 中間年でのサウンディング実績が目標の半数を超えていることからA評価とした。
A：概ね順調 B：一部改善の余地あり C：要改善	

課題と今後の対応	
◇ 案件により参加事業者数にバラツキがあり、特定の施設に参加企業が集中したことから、今後、プラットフォーム等を活用した情報発信に加え、聞き取りしたいポイントの明確化などにより民間事業者の参加を促す。	
◇ また、民間ノウハウの活用を推進するため、ショートリストにない施設についても可能な限りサウンディングを実施するよう関係各課に働きかける。	

行政改革の取組方針（令和４～７年度）評価調書（令和５年度実績）

所管課：スポーツ振興課

改 革 の 柱	
Ⅱ 官民対話の更なる促進	
取 組 項 目	
２ 県有施設の整備等に係る公民連携手法の導入推進	
取 組 名	
(2) 新規・更新公共施設等への公民連携手法の導入推進	
取 組 内 容	
② 新県立体育館の整備に向けた公民連携手法の導入検討	
ね ら い	
◇ 厳しい財政状況の中で効率的かつ効果的に体育館の整備を進めるため、体育館の整備及び管理運営について、民間の創意工夫等を活用した公民連携手法の導入を検討する。	
目 標	
◇ 検討の着実な推進（Ｒ５年度中に公民連携手法導入の適否を判断する）	
主 な 取 組	
※必要に応じて見直し	
◇ 整備に関する官民対話を実施する。	
◇ 公民連携手法の導入に関する簡易検討を行う。	
◇ 簡易検討により公民連携手法による実施が適当と認められた場合、導入可能性調査及び詳細検討を実施する。	
◇ 詳細検討により公民連携手法による実施が適当と認められた場合、実施方針の策定、事業者の募集等を実施する。	
【令和５年度の取組】	
◇ 導入可能性調査、詳細検討及び実施方針の策定等の実施	

取組の実施状況
◇ 導入可能性調査を実施し、民間事業者とのサウンディングや事業手法の比較検討等を行った。
◇ 導入可能性調査の結果をもとに詳細検討を行い、ＰＦＩ手法のＢＴＯ方式により実施することが適当であると認められたため、実施方針等を策定した。

評価結果	評価理由
A	◇ 導入可能性調査を行い、詳細検討を経て、実施方針等の策定を行ったことからＡ評価とした。

A：概ね順調 B：一部改善の余地あり C：要改善

課題と今後の対応
◇ 実施方針等に関する官民対話を行い、特定事業の評価・選定を経て、ＰＦＩ事業者の募集・選定の手続きを行う。